

## ルターにおける教会と職制

土 肥 昭 夫

### 四 領邦教会 (Landeskirche) の成立

われわれは前にルターの教会と職制に関する見解を主として初期の著作を手がかりとしてみた。<sup>(1)</sup>そこで展開された彼の立場が果して彼の教会形成の中で生かされたかどうかが次の問題となる。われわれはまず彼が関与したドイツの福音主義教会の形成を考えてみよう。この教会の歴史的形成はルターの仕事によるのみならず、十六世紀のドイツの福音によって制約されたことはいままでもない。その結果はいわゆる領邦教会であった。その諸条件というのは大体次のようなものである。

(1) たしかにローマ教会は当時の政治的社会的状態の変化によって弱体化していた。聖職者の宗教的無知や道德的腐敗、ノミナリズムの反動に加えて、国民国家の勃興と発展、貨幣経済による封建社会体制の変革などはローマ教会の世俗に対する権威と優越性を打崩す危機を示していた。しかしローマ教会の宗教的、精神的基礎に対しては真正面から問題を提起するものはなかった。中世以来の伝統にささえられてローマ教会は民衆の宗教的社会的生活の中に浸透していた。かくして宗教と社会の一体性、すなわち一つの宗教が社会の統一と平和をつくるという伝統が当時のドイツにも現

存してた。ルターはたしかにローマ教会の宗教的基礎に対して決定的打撃を加えた。しかしそのことは直ちに教会形成といった社会的制約の中における活動をして中世以来の宗教的社会的体制を破壊していったことにならない。その活動が歴史の中に定着するためには、その歴史的伝統の中で次第に新しい独創的なものを生み出すという漸進的な展開が考えられねばならなかった。

(2) ドイツにおいては政治的に統一された国民国家は生まれず、封建諸侯の統治する領土が政治的単位となっていた。神聖ローマ帝国の存在がかえってこの傾向を温存させた。その諸侯は出来る限り自らの領土を自治的な政治的経済的機構として統一してゆこうとした。彼等にとつて宗教改革はローマ教会の宗教的政治的支配から解放する絶好の機会となった。彼等はローマ教会の下に立つ教会、修道院の財産や莫大な租税を自国の利益のために用い、またそのためにも聖職者の任免権を自らの管轄の下におくことを真剣に考えた。ドイツ民衆のナショナルイズムがこれをささえたことはいうまでもない。かくして一つの地域に一つの宗教という伝統をドイツの状況で生かそうとするならば、いわゆる領邦教会は不可避なものとなる。一五二六年のシュパイエル国会で諸侯に自国の領土内に教会を設立する自由が申しあわされたのはこのような歴史的状況の反映に他ならない。ルター自身の問題にしても、彼はウォルムス国会でローマ教会のみならず神聖ローマ帝国より排斥された以上、彼の宗教改革と教会設立はもはや帝国内における問題ではなく、彼を擁護した封建諸侯との関係で考えられねばならなかった。

このような歴史的状況の中でルターの教会形成が行われたのであるが、われわれは次に彼が関与した福音主義教会の組織を考察してみよう。

まず各個の教会であるが、ルターが「ドイツ・ミサ (Deutsche Messe und Ordnung Gottes Diensts)」(一五二六年)でヴィッテンベルクにおいて行われている礼拝の模様を次のようにしている。<sup>(6)</sup> 日曜日には三つの礼拝が行われる。

まず早朝の礼拝があつて、その日の使徒の書簡についての説教がある。また午前八時か九時における礼拝ではその日の福音書、夕拝では旧約聖書に関する説教が行われる。月、火曜日には教理問答が教えられる。水曜日の早天礼拝ではマタイ伝福音書、木、金曜日では使徒の書簡、土曜日夕拝はヨハネ福音書についての講解がなされる。これよりも明らかに教会では聖書にもとづく説教と教理問答を中心とする教育が主要な部分を占める。聖職者はこの職務にあずかるものである。アウグスブルク信仰告白（一五三〇年）が明らかにするように、聖礼典は御言の説教とともに歴史的な教会の存在根拠であつた。小児洗礼をうけたものがやがて大きくなり、教理問答を教えられ、その信仰をテストされて後に、聖餐にあずかることがゆるされた。聖礼典はこの二つであり、その執行は聖職者に限られた。

この聖職者の任免は誰によつてなされたか。これについては必ずしも一定の方法がなかつたようである。ルターのおうところも必ずしも一致していない。一五二三年ライスニツヒの教会にあてられた著作「キリスト教会衆の権利と力についで」(Daß ein christliche Versammlung oder Gemeine Recht und Macht habe,...)によれば彼は万人祭司説を明らかにしつつ、その根拠に立つて「福音にあずかるキリスト教会衆」にその権があることをみとめて<sup>(3)</sup>いる。彼等は聖職者を判断することが出来るが故に、その権威を斥けて、神が賜物を与えたまうたと思われる者を任命する権利と力と義務を持つて<sup>(4)</sup>いるというのである。しかしながらその後ヘッセにおいてラムベルトが宗教改革者となり、領主フィリップの下で教会を形成したとき、ルターの勧告はちがつていた。一五二六年十月の会議は会衆にその牧師をえらぶ権利をみとめ、地域全体の問題については聖職者と信徒の代表による教会会議(synode)で処理されることになり、かくして巡察使(visitor)や地域監理者(superintendent)はそこでえらばれることになった。しかしこのような企てに対してルターは反対する意味の手紙をフィリップにあてて送っている。ザクセンにおいても事情は同じであつた。ルターの要請にしたがつて選挙侯ヨハネが任命した四人の巡察使が教会設立に関する指令を一五二七年六月に作成した。それによ

ると、聖職者の任免は巡察使にある。彼等は領主により任命され、彼にかわつて聖職者の調査をなし、不適任なものを免職させたり、処罰する権威を持つていたのである。

宗教改革発足の当初においては聖職者の監理問題はきわめて重要であつた。彼等の中にはローマ教会より福音主義に転向したものの十分な理解を持たぬもの、また福音主義の神学的訓練をよくうけないままに聖職者となつたものが少くなかつた。そこでまず一五二六年にザクセンとヘッセに巡察委員会がつくられ、神学者と法律に詳しい官吏が領主によつて任命され、教会の実状を調査することになつた。ルター自身もこれに加わつたことがあつた。委員会の目的は聖職者の宗教的・道徳的水準をひきあげることであり、そのために彼等は聖職者や神学教師を視察し、あやまつた説教をなしたり、聖礼典について間違つた見解を持つものを処罰したり、聖職者として不適任なものを免職させることが出来た。彼等はまた礼拝方法を統一したり、教会制度を確立する努力を払つたり、教会の租税徴収やこれによる聖職者の給与とつた教会財産の管理運営の問題にも関与した。この巡察使の職権と職務は、宗教改革運動が次第に定着するにともない、地域監理者にゆずられていった。彼等は大体地域の主要都市の聖職者であり、領主の任命でその仕事にたずさわつた。あたかもローマ教会で司教がやつていたことを彼等がなしたのである。彼等は自分の区域に聖職者が赴任するときには検定をなし、按手礼を行う権利を持ち、その職務にさまざまな勵告をなすことが出来た。また彼等は地域の會議を開催して全般的に聖職者の問題に関与することも出来た。それ以外の事柄は次第に宗務局 (consistorium) にゆだねられた。ザクセンでこの制度が生まれたのは一五三八年で、後に Kirchenrat と改称されて、各領土にひろがつていった。これは二人の神学者と二人の法律家を中心として構成されたもので、聖職者の教育、礼拝方式や信条の決定をなすことが出来た。また教会財産の管理、運営にたずさわつたり、婚姻問題などさまざまな法律問題にも関与した。

このような教会機構の中で会衆はほとんど積極的な職務にたずさわらなかつた。彼等は實際的には受動的に聖職者の

説教をきき、牧会的指導をうけ、また宗務局の指令によって納税し、その管理方針にしたがうだけであった。それにひきかえて封建領主は教会の設立運営に関して決定的な干渉権を保持することになった。実際にルターの著作や書簡をみても、彼が封建領主をふくめた当時の世俗的指導者たちに対してしたものが多く、彼等の政治的実権なしには教会の改革もあたらしい教会形成も実現されなかつたとみても過言ではないであろう。

(1) 拙稿「ルターにおける教会と職制」(基督教研究、三十一巻、二・三号)参照、なお Luther Landeskirche を最近刊行のキリスト教大事典にならってルター、領邦教会と訳すことにした。

(2) W.A. XIX, 78~80

(3) W. A. XIX, 411. Albs schließen wyr nu, das wo eyn christliche gemeyne ist, die das Euangelion hatt, nicht alleyne recht und macht hatt, sondern schuldig

ist bey der seelen selckeyt yhre pflicht nach, die sie Christo yun der tauffe gethan hatt, zu meyden, tzu fliehen, abzusetzen, sich zu entziehen, von der uberkeyt, so die itzigen. Bischoff, Ept, Kloster, stift und yhr gleychen treyben, weil man offentlich siehet, das sie wider Gott und seyn wort lernen und regiren, Luther's sammtliche Werke, Erlangen Auf., LVI, 170 -171

## 五 領邦教会の神学的基礎

ではこのような領邦教会の成立をルター自身がどのように考えたかが問題となる。これを明らかにする方法としてわれわれは彼の比較的初期の著作、つまりこの制度が明白でなかつた頃の著作の中にこのような制度を基礎づけるような立場があるかどうかをみたく思う。

(一) 元来ルターが徹底的に強調し、他の何事にもまさって重要視したのは神の言であることは既に述べた。<sup>(1)</sup> 教会の全生命と本質は神の言の中にある。したがって神の言の權威に比するならばあらゆる教会の外的權威や制度は相対化され人間化されねばならぬ。彼はこの見解をローマ教皇権に対する批判の中で明らかにしている。「ローマ教皇権について

(Von der Papsttum zu Rom wider den hochberühmten Romanisten zu Leipzig) (1520年) がそれである。<sup>(2)</sup> 彼がローマ主義者の教会觀を批判する根拠は神の言とそれにもとづく聖徒の交わりにあり、そこにおいてはローマ主義者が神的であるとみなす外的權威はすべて相対化される。かくして福音信仰に立つ眞のキリスト者はあらゆる外的權威から自由であるが故に、ローマ教会の中にも存在し得る。また彼はローマ主義者が教皇權を神的權威に由来するのではなく人間の權威に立っていることをみとめ、そこに帰るべきであると提唱した。これはルターがローマ教会において神の言の純粹さと自由が保持されるならば、その外的組織はみとめようとしていることを意味する。もとより神的意味ではなくて、人間的意味においてであるが……。

彼はそこでは自らをローマ教会の中にあつてその宗教改革者たることを表明している。この教会を外にしてどこに歴史的教会があるのだろうか。彼が意図したものはローマ教会の存在に對する価値の転倒であり、神の言の下における正しい秩序づけであつた。<sup>(3)</sup> 彼は自分を教会の異端者また分派的活動を企てるものとは決して思わなかつた。したがつて彼に啓発された過激な福音主義者である再洗派の分派的活動のみとめることは出来なかつた。また彼の立場に立つ福音主義教会がやがて彼の名前をかかげて教会を形成しようとしたときも彼のおどろきはひとかたでなかつた。<sup>(4)</sup> 彼はローマ教会が排除した眞の福音を再発見して、これを古代以来の伝統に生きる教会生活の中で具現しようとした。彼は若しローマ教会が御言をさしおいて自らの神的權威を主張することを止め、御言の宣教を正しくおこなうならば、その目的は実現されると考へた。御言が正しくのべつたえられるところに眞のキリスト者の交わりが形成される。イザヤ書五五・一が証言するように、御言は空しくなることなく必ずや実りを持つ。眞のキリスト者の交わりが成立するところに必ず彼等は自発的にその信仰にもとづくあたらしい教会形成をおこすであらう。

かような彼の見解はまさしく一つの普遍的教会への信仰であり、非分派的、非教派的立場の表明である。しかしなが

らそれはまた彼が教会形成にあたっては独自の明白な構想を持たなかつたこと、またその形成の方法は過激な教会の革新ではなくしてローマ教会の体制に相即する保守的な教会改革となる結果となつていった。

(二) 彼がこのように福音主義教会の形成をみたときに、彼の福音信仰に刺戟されつつも彼よりはるかに過激な行動をおこした再洗派と立場を異にすることになった。彼等はルターがローマ教会に対して徹底的な抵抗と改革を行つていないとし、若し神の靈感をうけ、それにしたがつて行動し、聖書にあらわされたキリスト教的兄弟愛を實行しようとするならば、教会と社会に対してもつと過激な行動をおこしてよいと考えた。

カールシュタットはルターの立場に感化され、ヴィッテンベルクで熱狂的態度をもつて民衆を指導し、急進的な改革にのり出した。<sup>(5)</sup>一五二二年彼はヴィッテンベルク市会に布告して、修道院を解散させてその財産を教会の維持と貧民救済にあて、また礼拝におけるすべてのカトリック的習慣を廃止した。彼とそのグループは民衆より天の予言者といわれ、その先頭に立つて、既成の秩序を温存しようとする支配階級に反抗し、キリスト教的民衆による支配体制を主張した。

そのためには暴力も敢て辞さない状態になつた。その頃ヴァルトブルクにかくれていたルターはこの状勢をきいて身の危険もかえりみず、ヴィッテンベルクに帰り、キリスト者の眞の自由をかたり、宗教改革は神の言の働きであつて暴力ではない、福音信仰は強制さるべきものではなくて神の言に勝利を与えるものであるとして、彼等の行動を排除した。かくしてカールシュタットらの採用したさまざまな教会改革は廃止された。ルターは既に従来のカトリック教会の礼拝の中にある誤謬をきびしく批判して来たが、その故に福音主義教会の礼拝方法を斬新なものとして考えるのでなく、またそれぞれの地域の教会で自主的に考えるべきものとした。そして彼自身が示したものはむしろローマ教会の伝統的方式の中に眞実なものがあれば保存し、誤謬があれば改革してゆくというきわめて穩健なものであつた。このことは「ヴィッテンベルク教会のためのミサと聖餐の方式 (Formula missae et mcommuniois proeclesia Wittenbergensis)」(一五

二三年)や「ドイツ・ミサ」(一五二六年)よりも明らかである。

トマス・ミュンツァーの場合はルターの他に十二世紀末の黙示的靈感主義者ヨアキム・フローラやフス派の影響を受けていた。<sup>(6)</sup>彼はツヴィッカウ、アルシュテットで過激な教会と社会の改革を提唱して斥けられ、最後には農民戦争を投じて指導者の一人となり、封建諸侯に反抗したが捕えられて処刑された。彼はルターを聖霊を持たぬ日和見者と非難し、自らを神の槌と称し、都市の権力者を打倒して貧しい者たちを立てて、神の愛する謙遜なる者たちの社会をつくらうとした。一五二五年の農民戦争では彼は農民たちを指導して彼等を支配する者の住む城や修道院を攻撃し、掠奪を行った。ルターは彼のアルシュテットにおける彼の行動についてザクセンの貴族たちにおくった。<sup>(7)</sup>それによると、彼の説教を中止させることはよくないが、彼の行動が社会的に暴動に発展するかも知れぬ、平和と秩序を保持することこそ世俗権を持つものの責任であるというのである。さらに農民戦争に際しては「掠奪者にして殺害者なる農民に対して (Wider die räuberischen und mörderischen Rotten der Bauern)」(一五二五年)な、どでその暴動に対する弾圧を世俗的權威によびかけた。しかしその農民へのあまりにも苛酷な処刑に対しては、「農民に反対した冷酷なる小著についての使信 (Ein Sendbrief von dem halben Büchlein wider die Bauern)」(一五二五年)でこれを非難した。

ルターはこれらの過激な福音主義者を熱狂者 (Schwärmer) と呼び、彼等の立場を過激な精神主義、神秘主義、あたらしい律法主義としてきびしく排斥した。そして彼等がそこから実行しようとした分派的活動を神の言に立脚しないで自らの能力によりたのむ傲慢のあらわれとして拒絶した。その背後にあるものは前にのべた神の言に立つ宗教改革者ルターの普遍的教会信仰であるが、また同時に宗教と社会の一体化を実現しようとする伝統的見解の表明でもある。再洗派との衝突はとにかくルターの教会形成をしてローマ教会と再洗派に立場を異にする第三の途を生ませることになった。また彼の社会的立場については、一般民衆との不信関係を生んだのみならず、封建諸侯との協力体制がより増大するこ



とになった。

(三) ルターが一般民衆に対してキリスト教的良識を期待することが出来なかつたことはその教会形成において彼らに積極的役割をみとめない結果になつていつた。これが前にみた一五二三年の著作と一五二七年のフィリップへの書簡における彼の見解の相異を説明する歴史的根拠となる。そしてこのことは一五二六年のドイツ・ミサの序文からも明らか<sup>(8)</sup>れよう。そこで彼は初期の見解である万人祭司説よりするならばたしかにキリスト教的会衆に自由と自治をみとめるのにさが当然かも知れぬが現状においてはこの事は困難であるといふのである。一五二三年のルターは神の言によつてローマ教皇権の束縛より自由になつたキリスト教的会衆が教的会衆が教会と形成の主体的存在としてこれに従事すべきことを考えた。この見解は後になつて必ずしも変更されたのではない。しかしかような任務にたずさわり得る眞のキリスト者の数はまだ少い。彼は福音主義の信仰や生活に対して会衆はもちろん聖職者もあまりにも無知であることをみとめざるを得なかつた。再洗派による民衆の暴挙や農民戦争によつて彼は民衆への信頼と期待をますます失つていつた。会衆が眞の福音理解に到達しない限り、彼等による教会形成は誤つた方向にすすむかも知れぬ。今なすべきことは粗暴で戦闘的なドイツ人を福音によつて外より改革することである。そのために聖書にもとづく御言の宣教を正しく行うことが不可欠の任務であり、そのために封建領主の協力と指導も止むを得ない。これがルターの結論であつた。

しかしながらわれわれは歴史的制約の中でなされた彼の判断のみならず、彼の神学的立場そのものが必ずしも会衆主義的教会観と同じでなかつたことを知らねばならぬ。十六世紀末よりおこつた会衆主義の立場は要するに宗教を政治より分離して個人の信仰の自由と自治を根本的理念とした。ルターにとつて教会の眞の基礎は個人の信仰の自由とか交わりの共同体たる会衆ではなくて神の言である。その教会は会衆の教会ではなくて神の言の教会である。彼においては教会の基礎に福音―聖書―説教、聖礼典という神の言の階層性が存在し、これが聖徒の交わりとしての教会を外から規定

している。恩恵は外より与えられるのであり、キリスト者は自らの外より義とされるといふ彼の福音理解がその背後にあることはいうまでもない。かくして個々の信仰者は個人としてでなく交わりとして存在し、この交わりは神の言によって生まれ、ささえられているのである。ルターの見解はその意味ではローマ・カトリックの神学者がみるように主観主義的、個人主義的なものではない。彼自身が神の霊と称して実は聖書にもとづかぬ個人の宗教的確信の上に立つ再洗礼主義者を排斥した。しかしその故に彼は客観主義的階層主義に陥つたのでもなかつた。神の言はつねに生きて自らの中に働きかけ、理解されるべきものである。彼自身が神の言である福音を自らの状況の中で再発見し体得した。このような福音のダイナミックで主体的な理解を喪失するときに、彼の立場はきわめて保守的な正統主義に陥る危険性を持つ。神の言の権威と信仰の自由は教理や信条の純粹さにおきかえられ、かくして排他的な律法的性格さえ持つことになる。ここに古代プロテスタント主義の正統主義の問題点がある。

(四) ルターが教会を聖徒の交わりとしていいあらわしたとき、それはキリストを首とし、御言によって立てられた交わりであるから、霊的なものであつた。それは神的権威によって立つが故に、教皇とか祭司とかローマといった人間的権威によって立てられたものではない。ルターは教会の霊的性格を教会の肉体的性格より区別することによつて、ローマ教会に対抗する信仰的神学的根拠を持つた。教会においては御言のみが支配し、信仰者は御言による信仰と良心を以て判断し行動する。かくして御言が支配する領域は世俗的権威の支配する領域より区別されねばならぬ。教会が国家に対してその霊的、聖礼典的権威の故に優越するが故にこれを支配するといふ中世の教会観を打破し、教会より一切の世俗的要素を排除し、教会をして本来の領域に帰らしめ、また国家をその世俗的領域に限定することがルターの立場であつた。この霊的秩序と世俗的秩序を区別する見解は「世俗的主権について」(Von weltlichen Obrigkeit, wie weit man ihr Gehorsam schuldig ist.) (一五二三年) や「ドイツ国民のキリスト教的貴族に与つて」(An den christlichen

Adel Deutscher Nation)」（一五二〇年）にあらわされている。しかしながらルターは両者を結びつけ、宗教改革の達成や福音主義教会形成のために世俗的支配階級の援助と干渉を期待している。そこで一見相異なる見解をのべ、しかも福音主義教会の形成が行われる以前にしろされた「ドイツ国民のキリスト教的貴族に与うる」を吟味することがわれわれの課題を研究する上に一つの手がかりを与えるであろう。ルターはこの著作で世俗権に対して教会に直接的、間接的に関与することを期待している。直接的なものというのはローマ教会が大司教、司教を通じて政治的干渉や経済的搾取を加えていることについて、領主がかような強盜的行為より民衆を守るのは当然であるという立場から出ている。それは世俗権に靈的權威が侵入することに対する反対の表明であり、国家は国民の福祉のために神によって立てられた權威を行使し、教会は御言の説教や聖礼典の執行といった靈的事柄は別としてそれ以外の世俗的領域では國家に服従すべきであるという聖俗分離の原則から考えられたものである。間接的な関与というのは會議の召集である。そこでは万人祭司説が重要な意味を持つ。教皇だけが會議の召集権を持つのでなく、すべての信仰者が福音信仰に生きる限り教會を形成し、教會のために配慮する権利と義務がある。貴族達もキリスト者である限りその責任を持つ。しかしその権利は危急の場合のために配慮する権利と義務がある。貴族達もキリスト者である限りその責任を持つ。しかしその権利は危急の場合に行使されるべきである。彼等はその意味で危急の監督 (Notbischof) である。福音信仰が見失われ教會がさししまった危急にあるとき、教會の要望にこたえて會議を召集し得るのは世俗的強制権を持つ支配階級をのぞいて誰もなし得ない。

ルターが世俗権の教會関与をこのように考えたとき、それは果して一時的な危急の場合であつて本来的にはこれをみとめないとしていたのであろうか。ルターの所論をみているのと必ずしもそうとはいえない主張がみられる。彼は同じ著作の中でこうのべている。「ここから平信徒と聖職者、支配者と司教、彼らのいうところでは靈的なものと世俗的なもの間には、その職務や活動をのぞき、その地位については真に相違点は存在しない。というのは彼等はすべて同じ

地位—眞の祭司、司教、教皇である。しかし彼等がすべて同じ活動をなすことはないのはあたかも聖職者や修道士が同じことをしないのと同様である。これがパウロがローマ書十二章、コリント前書十二章で、ペテロがペテロ前書二章でのべたところである。それは既述のようにわれわれはすべて首なるイエス・キリストの体であり、相互に肢なのである。キリストは一つは世俗的、他は靈的といったような二つの相違する体を持たない。彼は一つの首であり、一つの体を持ちたまう<sup>(9)</sup>。ルターはここで世俗権を持つ支配者も聖職者とその職務は相違してもキリスト者として共にキリストの体につながる肢である限り、これに奉仕する地位と責任があることを主張する。そこにはいわゆる *Corpus Christinum*、ルターが好んで用いた語を用いれば *Christenheit* の概念が明らかである。彼にとつてドイツの民衆はすべて既に幼児のときに洗礼をうけたキリスト者であり、キリストの体につながる共同体である。その限りにおいて彼等は靈的な共同体であり、聖徒の交わりに生き、共にキリストに信じつつ、自らの職業をもつて相互に仕える。ルターは万人祭司説を単にローマ教会の職制観を批判する否定的原理としたのみならず、それによつて世俗的権威を聖徒の交わりの中で生かす積極的理念とした。若し聖徒の交わりなる教会が靈的、不可見のものにとどまらず、御言の宣教において可見的に歴史の中に現存するならば、教会は最早世俗的世界より分離された存在ではなく、家庭 (*oeconomia*) や、国家 (*politia*) と同様に人間社会の秩序の中にくみ入れられねばならぬ。そこで国家は罪あるこの世の社会の中で、悪を処罰し善を保護するという神より附与された固有の職務を果たし、このような仕方では世俗的支配者たちはキリストに仕えるのである。

*Corpus Christianum* の概念は中世においては聖職者によつて執行される聖礼典の靈的権威の故に階層的な社会秩序となつてあらわれた。かくして超自然的秩序に属する教会は自然的秩序にある国家に優越するものとしてこれを支配し、国家は教会に従属することによつてその使命が全うされると考えられた。これに対してルターは *Corpus Christianum*

をキリスト者のキリストにある一致の社会的共同体としてとらえ、聖徒の交わりという教会観と万人祭司説を媒介として教会と国家の区別されるべき秩序の相互関係の確立のための基礎概念として考えた。その限りにおいて教会に対する国家の関与を斥ける理由は存しない。彼は封建領主や貴族達がローマ教会に対してたたかい、農民戦争を指導した再洗派を弾圧し、福音主義教会の形成に指導的役割を果そうとしてゐることに對して一つの神学的根拠をもつてみとめる用意があつた。

- (1) 本編文三章参照  
 (2) W. A. VI, 285~324  
 (3) K. Holl, Die Entstehung von Luthers Kirchenbegriff, 1915, in Ges., Aufs. I, S. 317  
 (4) W. A. VIII, 685 Was ist Luther? Ist doch die leer nit meyn; Szo byn ich auch fur niemand geceutzigt ... Wie Keme denn ich armer stinkender madensack dartzu, das man die Kynder Christi solt mit meinem heilossen namen nennen... Ich byn und will keynes meyster seyn. Ich habe mit der gemeyn die eyngige, gemeyne lere Christi, der allein unszer meyster ist. (5) カーノンキタムニドゥンツルツ James Mackinnon, Luther and the Reformation, III, 1929, pp. 68 ff. 参照。  
 (6) ヲリス・ツンニニドゥンツルツ ibid., pp. 180~197 参照。  
 (7) W. A. XV, 210-221  
 (8) W. A. XIX, 75, Denn wyr deutschen sind eyn wild,

ルターにおける教会と職制

rho, tobend volck, mit dem nicht leychtlich ist etwas an zufahen, es treybe denn die hohiste not.  
 (9) W. A. VI, 408, Szo folget ausz dissem, das leye, priester, fursten, bischoff, und wie sie sagen, geistlich und weltlich, keynen andern unterscheyd ym grund warlich haben, den des ampts odder wercks halben, unnd nit des stands halben, dan sie sein alle geystlichs stands, warthaffig priester, bischoff und bester, aber nit gleichs eynerley wercks, gleich wie auch unter den priestern und munnchen nit eynerley werck ein yglicher hat. Unnd das ist fanct Paul Ro. XII. und I. Corint. XII. unnd Petrus I Per. II. wie ich droben gesagt, das wir alle ein corper sein des heubts Jesu Christi, ein yglicher des andern gliedmass. Christus hat nit zwey noch zweierley art corper, ein weltlich, den andern geistlich. Ein heubt st und einen corper hat er.

六 結 語

われわれはルターにおける教会と職制の問題を初期の著作を手がかりとして考察して来た。そこで彼が福音の再発見より出発して教会と職制の福音主義的把握をこころみながら、十六世紀のドイツの歴史的状况の中で教会形成にとりくんだ結果、領邦教会という歴史の教会を生み出す神学的根拠がみられる所以をさぐって来た。そこには歴史の中にあるが故に歴史を超えることが出来ない誤謬や限界があることを否定するわけにはいかない。信教の自由が比較的定着し、いわゆる自由教会(Freikirche)の伝統に立つわが国のプロテスタント教会の立場よりすれば疑問も提示されよう。しかしルターが福音信仰にささえられるが故に、聖徒の交わりの歴史性をみとめ、激動しつつある世界の中に危きを犯しつつ教会を形成しようとした姿勢は福音の土着化を真剣にとりくんでいる今日の教会が学んでよいことである。ルターを通して、ルターを超えるとはそのような事を意味しないだろうか。